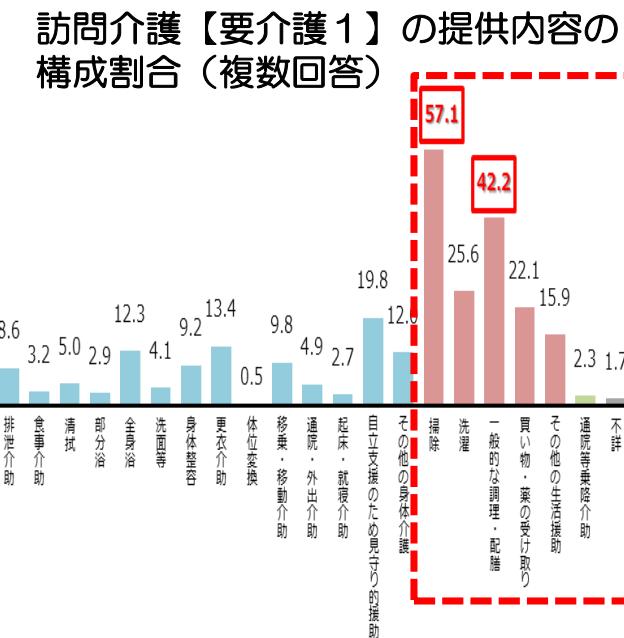
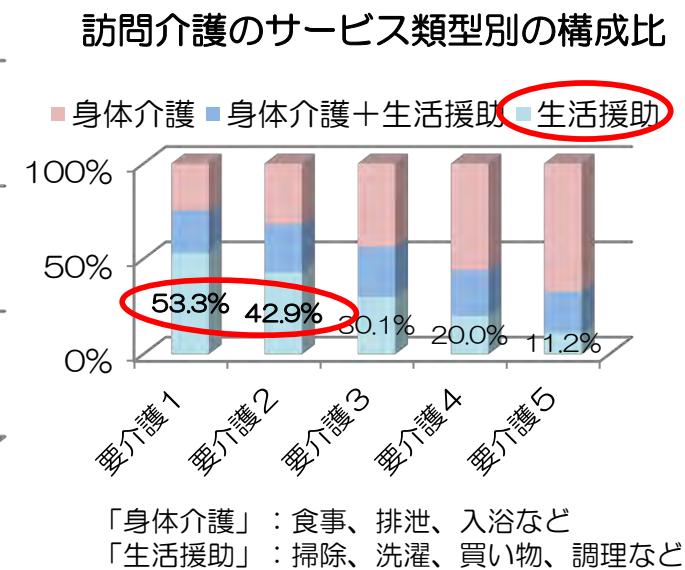
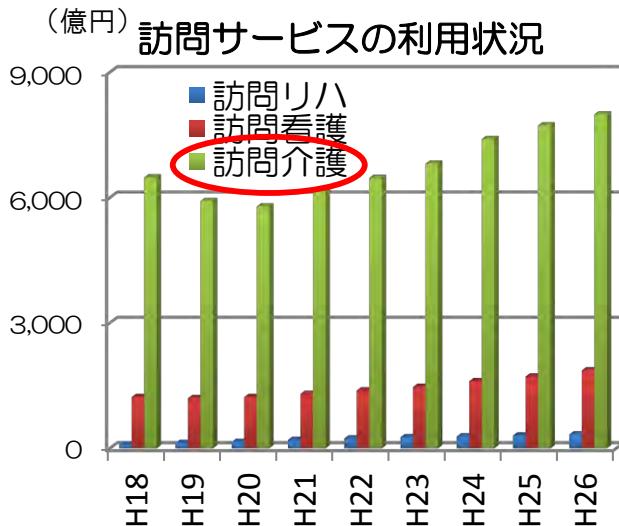


介護保険の給付範囲と自己負担(1/2)

- 介護に社会保険制度を採用しているドイツや韓国と比較して、日本は軽度者を含めて給付対象としている度合が強い。さらに、日本では要介護度の高低にかかわらず、すべてのサービス全体について利用者負担が原則1割になっている。
- 訪問介護・通所介護など日常生活の中での保険利用が広がっており、専門性が高いリハビリ・看護など、自立支援に効果的なサービスの利用は低水準。
- 軽度者ほど生活援助(掃除や一般的な調理・配膳、洗濯など)の利用割合が高い。

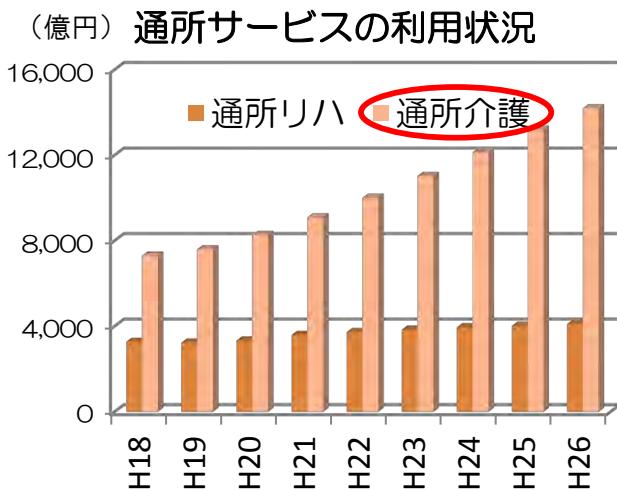


(出所)厚生労働省「介護給付費実態調査」「介護サービス施設・事業所調査」などより作成

◆軽度者に対する生活援助は、要介護・要支援に該当するかどうかにかかわらず通常負担する日常的費用という面がある。給付財源を中重度者に重点化できるよう、あるいは、民間事業者の競争を促す観点から、例えば、原則自己負担(一部補助)の仕組みに切り替えるなどの方向での十分な検討を期待。

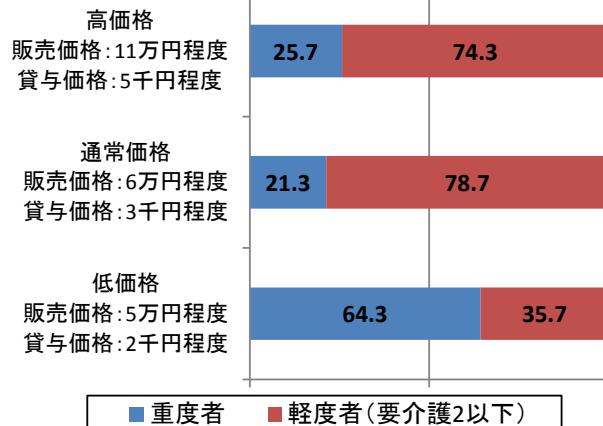
介護保険の給付範囲と自己負担(2/2)

- 必ずしもその効果が十分に検証されているように見えない居場所づくりとしてのデイサービスが、一日当たり約700円の利用者負担で提供されている(要介護1で、通常規模型、その他の地域で7~9時間の通所介護サービスが提供される場合)。
- 財政当局の調査によれば、介護保険における福祉用具貸与では、軽度者にむしろ高スペック・高機能の商品が貸与されている用具がある。また、介護保険における福祉用具貸与では、1人当たり実質貸与額に3割以上の地域差があり、平均貸与価格の10倍超の価格の取引が散見されるという。



(出所)厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」などより作成

介護保険における「手すり」貸与の要介護度別割合(%)



(出所)財務省「予算執行調査」(平成27年10月公表分)より作成

◆重度化予防に関するエビデンスベーストな制度、公平・公正な負担、不合理な地域差の是正といった観点からの十分な検討と、それに基づいた速やかな措置を期待。

◆ 経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）

次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う

◆ 経済・財政再生計画 改革工程表

- ・軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
- ・軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論

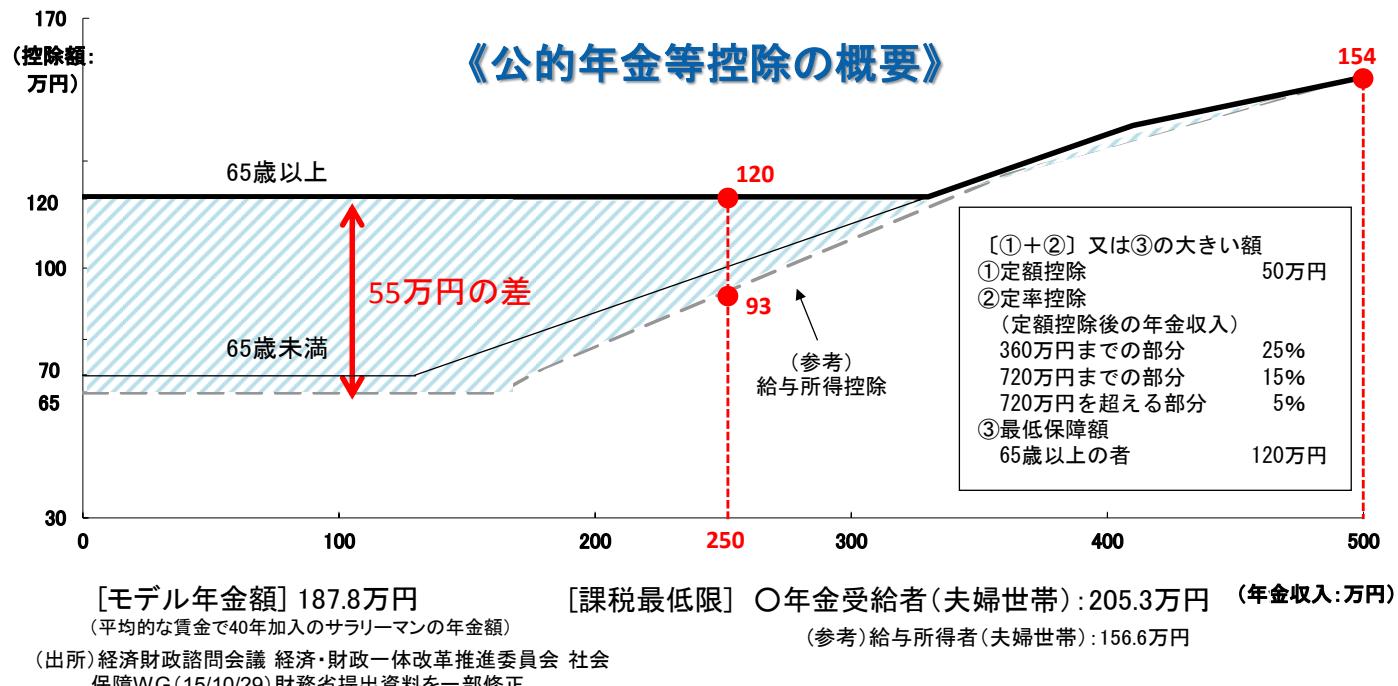
→ 検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる
(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

- ・軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論

→ 関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる

公的年金等控除に関する論点

- 紙与所得控除よりも大幅に高い公的年金等控除
年齢(65歳以上)による一律の最低保障額の加算(+50万円) ⇒ 65歳以上には120万円の最低保障額
- 公的年金等控除は紙与所得控除と併用可
紙与500万円 :控除額154万円
紙与250万円+年金250万円(65歳以上) :控除額213万円



- ◆「経済財政運営と改革の基本方針2016」では、「経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。特に、個人所得課税や資産課税については、(中略)経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを(経済・財政再生計画の)計画期間中のできるだけ早期に行う」とされている。
- ◆この方針にそって、公的年金等控除についても十分な検討がなされることを期待。

◆ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 (経済・財政再生計画)

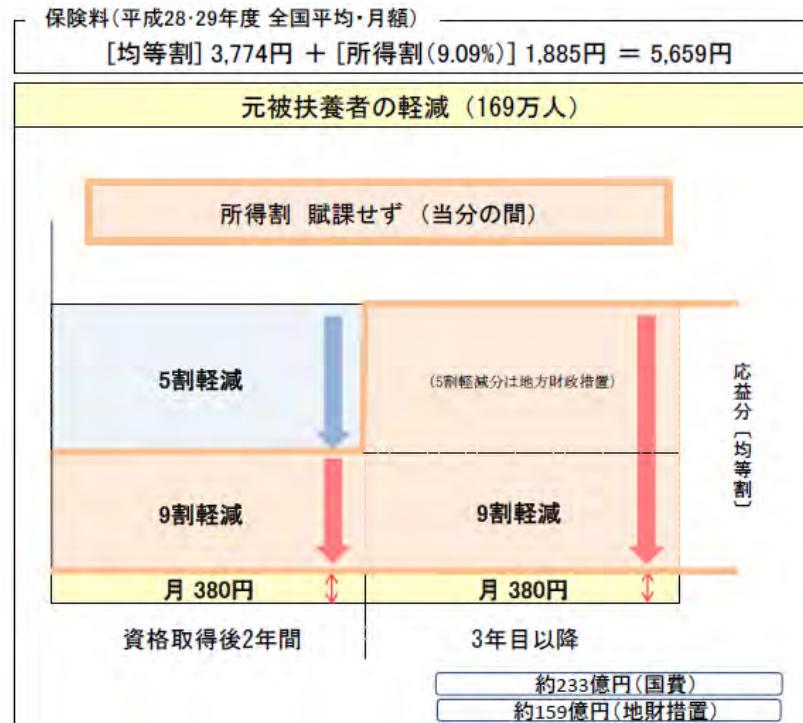
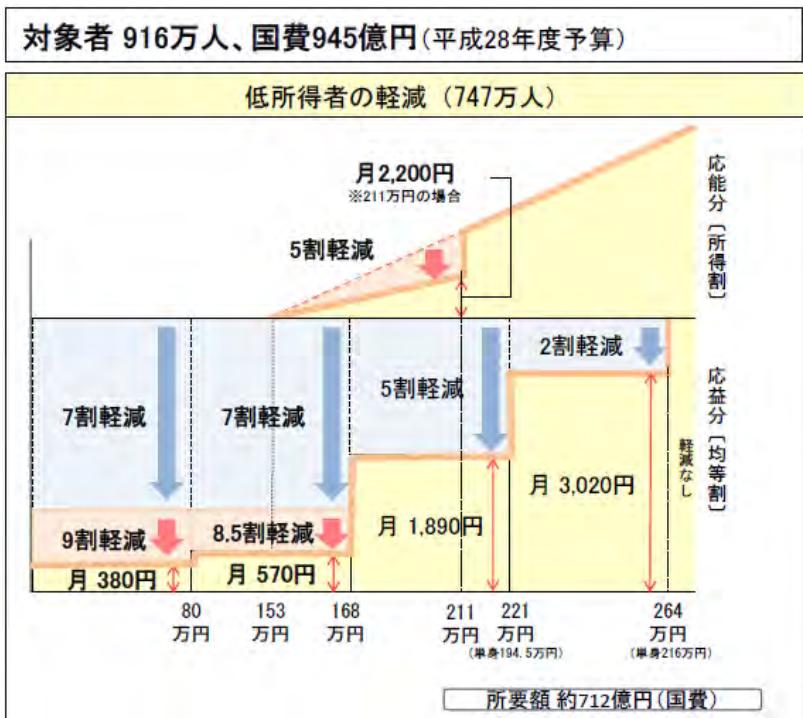
社会保障改革プログラム法等に基づき、・・・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しについて、引き続き検討を行う。

◆ 経済・財政再生計画 改革工程表

- 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる
- 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論

まずは本則通りの運用から始める必要

- それ以前と比較して格段に改善された後期高齢者医療制度が2008年度にスタートし、国民の間や医療の現場に十分に定着しているが、保険料に関する軽減特例が予算措置によって続いている。
- 被保険者数1,656万人のうち、対象者は916人と55%を占める。平成28年度予算では、国費945億円が投入されており、特例が原則のような状況になっている。



(出所)社会保障審議会
医療保険部会(2016年5月26日)厚生労働省提出資料(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000125582.pdf>)

□ 本則上の軽減 □ 軽減特例 □ 現在の保険料額

※数値は平成28年度予算ベース

◆ 医療保険制度改革骨子（2015年1月13日社会保障制度改革推進本部決定）

後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。